

L A S C O M第 3 世代網用機器の機器提供者による提供について（情報提供）

令和 6 年 8 月 22 日

一般財団法人自治体衛星通信機構
技術部

ここ 2-3 年の状況に鑑み、質の低い業者による実施設計の実施が目立つことや、施工能力が不十分な業者に工事受注させてしまい事業が立ちゆかなくなった事案の発生等について、たびたびセミナー等の場でご紹介し、注意喚起に努めてきているところです。今後、施工案件が急増することも見込まれることから、L A S C O M側で実施できる対応策の検討は引き続き進めて参りますが、機器提供者による取り扱いの現状と L A S C O Mとしての考え方についてご参考までに情報提供するものです。

L A S C O M第 3 世代網のユーザ設備の整備にあたっては、G i l a t社製の衛星通信ネットワーク機器で構成されたネットワーク上で、L A S C O Mが開発したアプリケーションサーバに適合する機器を L A S C O M網専用の機器として準備し、これらを収載した標準規格書集を制定し、協力会社（機器提供者）から専用の機器をご提供（販売）いただくことで整備を進めることができるようになっていきます。

整備は地方公共団体の責任で実施されますが、L A S C O M網は L A S C O Mが免許人として、電波法や電気通信事業法および関連規則等にのっとり適切に整備・運用される法的な責任を負います。一部に適法でない事象が発生した場合、他の地方公共団体の利用への支障や中断の可能性も考える必要があります。このような責任を果たすことができるよう、地方公共団体のみならず、協力会社各社にも適切な対応と協力をお願いしているところです。

整備が適切（適法であることを含む）かつ円滑に進むよう、整備にかかわる業者（受注業者、応札予定業者等）からの問い合わせに対し、これまでの実績や施工能力、施工体制等についてヒアリング等を行い、必要に応じて技術仕様や施工参考情報等の情報提供を適切に行うなど、丁寧に対応いただいているところです。その上で、そもそも整備にかかわる業者の能力や経験が不足していると考えられる場合の対応について機器提供者から懸念や質問が寄せられております。これに対し、十分な能力や経験がないと判断される場合や、以前または進行中の案件で設計や施工、付帯作業に対し看過できない不手際を発生させたことがある場合など、機器提供が適切とは考えられない場合や法規上の不備を招来しかねない場合には、整備にかかわる業者（受注業者、応札予定業者等）に対して見積提供や機器供給を辞退することもやむを得ないと思われる旨、機器提供者にお知らせしてきたところで

す。さらに、必要に応じて遠慮なくLASCOMに問い合わせを行うことを推奨していることも共有させていただきます。また、LASCOMからは、特に別記に示すような場合には注意して対応すること、引き合い・注文があったからと言って、詳細を確認せずにむやみに対応してしまうことのないようお願いもしているところです（入札に際しての協力会社への事前の問い合わせ（引き合い）や確認なしに応札して落札してしまったような場合は問題外）。

これらの対応について、もし法的な疑念や懸念があるようでしたらご教示をお願いいたします。今回周知した内容も含め、ユーザ設備の良質な施工の促進や不適切な施工等に起因して完工した設備の運用が開始（免許）できない事態等の防止に努力してまいりたいと考えております。

別記

機器提供者やLASCOMにより、機器提供が不適切と判断される可能性があると考えられるケース（例示）

- ・施工不良に基づく故障、障害、機能・性能・品質劣化を発生させたことがある場合、および強く疑われる場合。
- ・工事設計認証の扱いに対する知見の不備、制度・関連法令等への理解不足が疑われることや、不適切な事態を発生させた事例があること。
- ・免許手続きに必要な扱いに関する知見の不備、制度・関連法令等への理解不足が疑われることや、不適切な事態を発生させた事例があること。

※LASCOMと整備団体（都道府県）との間の技術的な調整や仕様書確認のプロセスが未了または不十分と判断される場合も、機器提供が不適切と判断される可能性があります。

※この文書の記載内容は今後の状況を踏まえて適宜内容に変更があることをご承知おきください（別記内容を含む）。